

## 東京医療保健大学と立川市との連携及び協力に関する基本協定書

学校法人青葉学園東京医療保健大学（以下「甲」という。）と立川市（以下「乙」という。）は、これまで醸成してきた連携及び協力関係をさらに発展させ、それぞれの社会的な役割を尊重し、双方向の連携をもって、これまでなし得なかった新たな価値や可能性を生み出し、明るく希望に満ちた地域社会を築くため、ここに基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、保健医療福祉及び災害対策の分野を中心に、甲及び乙の両者がそれぞれの特性を活かして連携し、協力することで、ともに支え合い、健やかに安心して暮らせるまちの形成と、次代を担う創造性豊かな人材を育成することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 医療及び保健福祉に関する事項
- (2) 健康教育及び学習に関する事項
- (3) 地域との連携及び協力に関する事項
- (4) 大規模災害発生時における連携及び協力に関する事項
- (5) その他甲及び乙が必要と認める事項

（個別協定等）

第3条 前条各号に掲げる事項を実施するため、必要に応じ個別協定を締結するものとする。

（連携及び協力の方法等）

第4条 第2条各号に掲げる事項の実施に当たっては、甲及び乙が協議のうえ、連携及び協力の方法、成果の利用、費用負担等について定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から起算して5年とする。ただし、この協定が満了する日までに甲及び乙のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間は、5年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両者が記名押印のうえ、各自その1通を保管する。

平成 31 年 3 月 7 日

甲 東京都品川区東五反田 4 丁目 1 番 17 号  
学校法人青葉学園  
東京医療保健大学 理事長 田村 哲夫

乙 立川市泉町 1156 番地の 9  
立川市  
代表者 立川市長 清水 庄平